

- 災害に伴って発生する災害廃棄物の処理は、災害の激甚化が進み、被災した地方公共団体の対応能力を超える事態が多発。
- そのような中、平成23年東日本大震災をはじめとして、平成28年熊本地震、平成29年九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨などの災害廃棄物処理を経験した地方公共団体職員が被災地を支援。
- 災害廃棄物の収集、仮置場の管理運営、災害廃棄物処理の実行計画策定、損壊家屋の解体撤去など、被災自治体の目線できめ細かく支援を行い、被災地の復旧・復興に大きく貢献。
- 本制度は、災害廃棄物処理を経験し、知見を有する地方公共団体の人材を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、被災地方公共団体の災害廃棄物処理に関するマネジメントの支援を行うことを目的に策定。



道路横に積み上げられた災害廃棄物



自治体等支援による災害廃棄物の収集



災害廃棄物の仮置場の管理

【災害廃棄物処理支援員による活動内容】

① 災害廃棄物処理の方針にかかる助言・調整

（想定される活動事例）

- 過去の経験に基づく災害廃棄物処理に係る業務内容や業務量、費用等について助言。被災地方公共団体が災害廃棄物処理を進めていくために必要な体制の整備に向けた情報を提供。
- 地方公共団体の自己の処理能力を超える量の災害廃棄物が発生した場合に、災害廃棄物の処理先の提案や調整に必要な手続きに関する情報を提供。



災害廃棄物処理の補助金に関する説明の様子
写真提供：東京都

② 災害廃棄物処理の個別課題の対応にかかる助言・調整

（想定される活動事例）

- 災害廃棄物発生状況の把握や仮置場管理について、過去の経験に基づく情報提供やアドバイス。
- 災害廃棄物等の分別の区分、住民やボランティアへの広報に関するツールの提供やアドバイス。
- 災害廃棄物の収集運搬支援団体への業務の指示やスケジュール管理等の支援。
- 損壊家屋の解体撤去のスキームや留意点、必要となる書類の作成に関するアドバイス。



災害廃棄物の収集運搬にかかる助言の様子
写真提供：東京都

